
介護保険住宅改修の手引き

令和元年7月（令和8年4月改定）

荒尾市保健福祉部保険介護課介護保険係

1 制度の趣旨

介護保険制度は、高齢者が介護が必要な状態となっても、その方の状況に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるよう支援することを目的としています。高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすためには、在宅生活を支えるサービスが適切に提供されるとともに、身体状況に応じた住環境が整えられる必要があります。

介護保険制度における住宅改修は、要介護（支援）状態の方が、可能な限り、在宅で本人の能力を活かし、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるようにすることのほか、家族等、介護をされる方の負担軽減を図ることを目的とした介護給付であり、介護保険料・国税・県税・市税を財源とした給付です。このため、申請手続や書類の作成など、対個人契約の工事に比べて面倒と感じることがあるかと思いますが、制度の趣旨を踏まえてご理解、ご協力をお願い致します。

2 住宅改修の概要

（1）対象者

要介護認定又は要支援認定を受けている方

（2）支給限度額

原則1住宅につき20万円（消費税含む）

負担割合に応じて改修費用（上記限度額まで）の9割～7割を支給します。

（3）住宅改修の範囲

住宅改修は、個人の資産形成につながる面があることや改修の自由度が大きい持ち家の方と、そうではない借家の方との均衡を考慮すれば保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多く、かつ比較的小規模な改修工事となります。

これらを踏まえ、介護保険による住宅改修は「本人が希望しているから・・・」、「本人の生活がより充実するように・・・」という事ではなく、以下の前提条件があります。

- 本人及び介護する家族のために必要な最低限の改修工事であること
- 個人の資産形成につながらない、比較的小規模な工事であること

このため、入浴・洗面・排泄・家事といった日常生活動作に関わる部屋や居間・寝室・玄関及びそれらを結ぶ動線上の改修工事が対象となり、『老朽化に伴う改修』、『新築・増築（室）』、『日常生活動作に関わらない動線上の工事』などは対象外となります。

3 厚生労働省が定める住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け (住宅改修告示第一号)

①手すりの取付けとは

「手すりの取付け」とは、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。

手すりの形状は、縦付け、横付け等適切なものとします。

②付帯工事

手すり取付けのための、壁面下地補強が給付対象となります。

③その他

- ・靴箱やたんす等、固定されていない家具への取付けは給付対象外です。
- ・既存の手すり (レンタル含む) がある場合、新たに手すりをつけなければならない理由を、理由書に具体的に記載してください。
- ・手すりを両側につける場合 (既に手すりが片側にあり、住宅改修により両側に手すりがつく場合を含む)、それが必要である身体的理由を、理由書に具体的に記載してください。
- ・壁全体を取り外し、その内側に補強板を取り付ける場合は、補強板を取り付ける部分の費用のみが給付対象となります。
- ・生活動線上であることが前提となることから、どこからどこへの移動経路へ取り付けるものか確認できるように、「寝室からトイレまで」等と理由書に記載してください。

(2) 段差の解消 (住宅改修告示第二号)

①段差解消とは

「段差の解消」とは、居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修を言い、具体的には、敷居を低くする工事、スロープや踏み台を設置する工事、浴室の床の嵩上げ等が想定されます。

②付帯工事

浴室の床の嵩上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置が給付対象となります。

③その他

- ・スロープや踏み台の幅は、原則1mまでとし、それを超える部分については費用を按分して計上してください。それ以上の幅のスロープや踏み台を設置する場合は、それが必要である身体的理由を、理由書に具体的に記載してください。
- ・玄関と勝手口の複数個所の段差解消をする場合、その必要性を理由書に具体的に記載してください。必要性がより高い方を給付対象とする場合があります。
- ・動力により段差を解消する機器 (昇降機・リフト等) や、福祉用具を設置するための工事は給付対象外です。
- ・スロープや踏み台は、住宅に固定することで給付対象となりますので、踏み台等の設置後の写真では、固定部分がわかる写真の添付が必要です。踏み台の内側で固定する場合など、完成後に固定部分の写真が撮れない場合は、工事途中でも撮影を行ってください。

- ・居間等のように広い部屋の床を全面嵩上げして段差解消するなど、大がかりな工事内容は、資産の形成につながり、介護保険の住宅改修とは、かけ離れたものになってしまう場合があります。工事内容について、この制度の趣旨に合ったものか、他の方法で対応ができないかなど、必ず検討してください。また、嵩上げ以外の方法で改善を図ることが困難な理由を、理由書に具体的に記載してください。
- ・台所や洗面所の嵩上げを行う場合、流し台や洗面台の下の部分の嵩上げは給付対象外となりますので、費用を按分してください。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更（住宅改修告示第三号）

①滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更とは

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更、車椅子の利用者の居室等においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

②付帯工事

床材の変更のための下地の補修や根太の補強、又は通路面の材料の変更のための路盤の整備も給付対象となります。

③その他

- ・居室等において、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更を行う場合、その居室等の固定家具部分については給付対象外です。
- ・滑りの防止、移動の円滑化を目的とするものに限り給付対象となりますので、老朽化に伴う工事は給付対象外です。
- ・通路として改修する場合の幅は、「2 段差解消」のスロープや踏み台の幅（移動手段が歩行の場合は80cmまで、車いす利用等の場合は1mまで）と同じ基準とします。
- ・居間等のように広い部屋の床材を全面変更するなど、大がかりな工事内容は、資産の形成につながり、介護保険の住宅改修とは、かけ離れたものになってしまう場合があります。工事内容について、この制度の趣旨に合ったものか、他の方法で対応ができないかなど、必ず検討してください。また、嵩上げ以外の方法で改善を図ることが困難な理由を、理由書に具体的に記載してください。

(4) 引き戸等への扉の取替え（住宅改修告示第四号）

①引き戸等への扉の取替えとは

「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、扉の位置の変更、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

②付帯工事

扉の取替えに伴う壁、又は柱の改修工事が給付対象となります。

③その他

- ・老朽化に伴う扉の取替えや扉のなかった場所への新設は、給付対象外です。ただし、扉の

新設については、扉の位置の変更比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り給付対象となりますので、新設の方が安価であることがわかる資料（見積書等）を添付してください。

- ・「部屋と部屋間の壁を撤去して1つの部屋にする」、「トイレ内で小便器と大便器を区切っている壁の撤去する」等の壁（間仕切り）のみの撤去は給付対象外です。ただし、車いす利用など身体的な理由により、仕切り等の撤去の必要がある場合、他に適当と思われる改善方法がない時は、給付対象となる場合がありますので、事前に相談してください。
- ・引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は含まれず給付対象外です。

（5）洋式便器等への便器の取替え（住宅改修告示第五号）

①洋式便器等への便器の取替えとは

「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替える工事や、既存の便器の位置や向きを変更する工事等も含まれます。

便器の取替えが住宅改修の対象であるのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているため、一般的に和式便器を洋式便器に取り替える工事が給付対象となります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは給付対象ですが、これらの機能等の付加のみを目的とした取替えは、給付対象外です。

②付帯工事

水洗化に伴う工事費用は給付対象外ですが、既存の和式便器が水洗である場合、配水管の長さや位置を変える費用、便器の取替えに伴う床材の変更は給付対象となります。

③その他

- ・リウマチなどにより、「膝が十分に曲がらない」、「便座から立ち上がるのがきつい」等の理由で、便器の高さを利用者に適した高さに調整する工事も給付対象となります。この場合、洋式便器を嵩上げする工事や、便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事が想定されますが、特定福祉用具の補高便座を取り付ける方法もありますので、補高便座では対応できない理由を、理由書に具体的に記載してください。
- ・電動式の便器の場合、トイレ内の電気工事やリモコン機能付加のみを目的とした改修の費用は給付対象外となりますので、費用を按分してください。
- ・申請書に、購入予定の便器と便座のカタログの写しを添付してください。

（6）その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（住宅改修告示第六号）

（1）～（5）に付帯して必要となる工事も対象となる場合があります。

4 被保険者（利用者）に係る留意事項

（1）被保険者の住所

①介護保険の住宅改修は、住民登録をして、現に居住している住宅を対象としています。一時的に身を寄せている住宅や、住民登録をしていない住宅の改修は給付対象外です。また、住民登録している住宅でも、施設入所中等で生活の拠点が施設にあり、一時帰宅の際のためだけに行う住宅改修も給付対象外です。

②以下の2つの場合は、やむを得ない事情がある場合に限り、事前相談（必ず着工前に書類を一式揃えて提出すること）を行うことにより、給付対象となる場合があります。ただし、「あらかじめ着工する必要性」については、事前相談時に保険者が確認します。なお、支給決定は事後申請の時点で行われますので注意してください。

（i）病院・施設の入院患者又は入所者が、退院又は退所後に住宅で生活するため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合。理由書の「利用者の身体状況」欄等に、入院（所）中の施設と退院（所）予定日等を記載してください。ただし、退院（所）されない場合は、全額自己負担になります。

（ii）転居予定があり、住民異動前にあらかじめ転居先の住宅改修に着工する必要がある場合。ただし、住民異動をしなかった場合は全額自己負担になります。

※支給申請書は、退院（所）後又は転居（住民異動）後に提出してください。

（2）要介護（要支援）認定申請中の被保険者について

要介護（要支援）の新規の認定申請中で、認定結果が出る前に住宅改修に着工する必要がある場合、認定結果が非該当（自立）となった場合は、全額自己負担になります。

また、更新申請中で、認定結果が非該当（自立）となった場合も全額自己負担になる場合があります。

※新規申請者の支給申請書は、認定結果が出た後に提出してください。

（3）1つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことが可能です。ただし、1つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合、各被保険者毎に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請します。

例えば、各自の居室の床材変更は、それぞれ自分の居室に係る住宅改修費の支給申請を行うこととなりますが、共用の居間や浴室について床材変更を行う時は、いずれか一方のみの支給申請を行うこととなります。

（4）被保険者証及び負担割合証の確認

住所、介護度、認定有効期間を「介護保険被保険者証」にて確認してください。

自己負担割合は「負担割合証」で確認してください。

※「負担割合証」は毎年8月に更新（所得の変更等により随時更新の場合もあり）

5 給付実績がリセットされる場合

住宅改修費の支給限度基準額は原則 20 万円までですが、いかに該当する場合は、改めて支給限度基準額が 20 万円となります。

- (1) 転居した場合（ただし、転居前の住宅に再転居した場合を除く）
- (2) 初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、介護度が 3 段階以上上がった場合

初回着工日の介護度	追加着工日の介護度
旧要支援、経過的要介護、要支援 1	要介護 3、要介護 4、要介護 5
要支援 2、要介護 1	要介護 4、要介護 5
要介護 2	要介護 5

6 支給申請の流れ

支給申請の流れは以下のとおりです。

(1) 被保険者からの相談

被保険者（利用者）がケアマネージャー等に住宅改修の相談を行う

(2) 事前点検の実施

ケアマネージャー等が住宅改修の事前点検書類の提出を行う

次の書類を荒尾市役所介護保険係に提出してください。

①住宅改修が必要な理由書（ケアマネージャー等が作成）

②図面（家屋全体の平面図、改修箇所の部分図）

※図面は、既存手すりや部屋の用途（寝室、台所等）を記載してください。

③工事内訳書

※工事内訳書は、自費が発生する場合、自費と保険対象部分に分かるように記載してください。

④写真（工事施工前、マジック等で設置イメージを記入）

※写真は、改修する場所だけでなく、動線の障害との位置関係並びに周囲の状況が分かるものを提出してください。また、写真には撮影した日付と手すりの高さを必ず記載してください。

⑤承諾書（改修住宅の所有者が本人でない場合のみ）

⑥ケアプラン

(3) 事前点検の結果を確認し工事を行う

事前点検書類提出日から1週間程度で点検結果の文書を作成します。

点検結果は介護保険係の窓口で交付します。（郵送や個別の連絡等はありません）

点検結果が「可」の場合は、工事着工してください。

なお、点検結果が以下②～④に該当している場合は、各項目に応じた対応をお願いします。

【点検結果】

①可

給付対象と判断したものです。工事着工し、完了後に支給申請を行ってください。

②再点検

点検結果で指摘された箇所を修正・再検討し、再度介護保険係へ、修正したものを提出してください。再点検がOKになるまで、修正を繰り返してください。

②支給対象外

介護保険の住宅改修の対象外の内容です。（支給申請はできません）

③その他（再点検、支給対象外とも記されていないもの）

点検結果で指摘された箇所を修正してください。

(4) 工事完了後、ケアマネージャー等が住宅改修支給申請を行う。

※支給方法は受領委任払いまたは償還払いを選択できます。

次の書類を荒尾市役所介護保険係に提出してください。

- ① 支給申請書（償還払い用（銀行口座欄有）または受領委任払い用）
- ② 通帳コピー（支給方法で償還払いを選択された場合のみ）
- ③ 住宅改修が必要な理由書
- ④ 図面（家屋全体の平面図、改修箇所の部分図）
- ⑤ 工事内訳書
- ⑥ 写真（工事施工前・後）
- ⑦ 領収証（A 4 白紙に貼る。お客様に原本をお渡しされる場合は、そのまま持参してください。
確認印を押印してお返しします。）
- ⑧ 承諾書（改修住宅の所有者が本人でない場合のみ）
- ⑨ 事前点検結果の写し（申請書書類と見比べますのでお忘れなく）

7 住宅改修に当たりあらかじめ確認いただきたい事項

(1) 工事の必要性

介護保険制度を利用するため、介護支援専門員、事業者のそれぞれが専門的な観点から、利用者の自立を支援するために必要な住宅改修の内容を検討しなければなりません。

(2) 利用者への説明

他の介護サービスと同様に、介護支援専門員、事業者は利用者に対し、住宅改修の内容について十分に説明を行う必要があります。

そのため、利用者や家族が希望した改修であっても、自立を支援する観点から、必要性が低いと考えられるものについては、改修の必要はないことを十分説明してください。

(3) 生活動線上の片付けや家具等の配置換えの検討

- ・利用者の居室を変更する
- ・動線上の障害物を撤去する
- ・ベッドや家具の配置換えを行う

上記を参考に、利用者の生活動線が確保できないか、必ず検討してください。

(4) 福祉用具の利用

住宅改修に当たっては、福祉用具も併せて検討してください。場合によっては、福祉用具で行った方が利用者の自立支援に有効となることがあります。

(5) 実地調査について

荒尾市では、介護給付適正化の一環として、理学療法士等の専門職同行による実地調査に取り組んでいます。

事前点検において疑義が生じたもの、現地を確認することが適切と判断されるものについては、実地調査を行います（場合によっては、有明地域リハビリテーション広域支援センター所属の専門職同行）ので、その際は協力いただきますようお願いします。

Q 1. 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差の解消や手すりの設置は住宅改修の対象となりますか。

A 1. 対象となります。対象になる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装等への変更等です。

Q 2. 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は住宅改修の対象となりますか。

A 2. 工賃のみ支給対象となります。

Q 3. 【手すりの取付け方法について】

手すりを取付ける際、ねじ止めではなく特許を取得した固定材（エポキシ剤）で取付けるのは住宅改修の対象となりますか。

A 3. 対象となります。

Q 4. 【玄関以外の屋外の段差解消について】

本人が庭の手入れを趣味としており、転倒防止のため勝手口から裏庭までの通路に手すりを設置する工事は住宅改修の対象になりますか。

A 4. 対象となりません。屋外の段差解消で住宅改修費の支給対象となるのは玄関から道路までの通路となります。よって原則として勝手口の段差の解消は対象としておりません。また、趣味のために行う改修も対象となりません。

Q 5. 【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外へ出るため、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象になりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A 5. 玄関ではなく居室の掃出し窓を外出の際の出入口として普段から利用している場合は、掃出し窓へのスロープの設置は段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の対象となります。この場合、玄関及び玄関から道路までの元々の通路の段差解消等の工事は認められなくなりますので注意してください。

Q 6. 【スロープの幅について】

屋外にスロープ等を設置する場合、幅に制限はありますか。

A 6. 原則として1m以内とします。ただし、特別な理由がある場合は1m以上のスロープを作成できますので理由書に詳しく記載してください。理由なく1mを超える場合はその費用について面積比で按分した分のみ支給対象とします。

Q 7. 【スロープの勾配について】

屋外にスロープを設置する場合、勾配に制限はありますか。

A 7. 原則として 1/12 よりも緩やかにしてください。ただし、常に介護者がいるなど十分な介護を受けられる状況にある場合には 1/8 まで認めます。その際は介護環境を理由書に詳しく記載してください。

Q 8. 【ウッドデッキについて】

洗濯物を干す動作について、庭に降りる際に転落する可能性があるため、ウッドを作成する工事は住宅改修の対象となりますか。

A 8. ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象とはなりません。

Q 9. 【廊下の床の取替えについて】

車いすの通行により傷んだ床材を取り替えることについては「移動しやすい床材への変更」として住宅改修の対象となりますか。

A 9. 対象となりません。老朽化や物理的な摩耗・消耗を理由とするのであれば改修の対象外です。

Q 10. 【扉の取替え工事について】

扉そのものを取り替えない場合であっても、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。

A 10. 対象となります。扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状態にあわせて扉の性能が変わるのであれば支給対象になります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式の把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 11. 【引き戸の取替え工事について】

既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため引き戸を取替える場合は住宅改修の対象となりますか。

A 11. 対象となります。ただし、既存のものが重くて開閉が容易でないという理由があれば支給対象となりますが、既存のものが古くなったため新しいものに取替えるという理由では支給対象とはなりません。

Q 1 2. 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便器から立ち上がるのが難しかったりする場合等に、既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の対象となりますか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

A 1 2. ①は対象となります。

②は質問のように本人の身体状況にあわせて適切な高さの便器に取替えるという理由であれば対象となりますが、既存のものが古くなったため新しい洋式便器に取替えるという理由であれば支給対象とはなりません。

③については、住宅改修ではなく腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 1 3. 【過去時の原状回復のための工事について】

賃貸住宅の場合、過去時の原状回復のための費用は住宅改修の対象となりますか。

A 1 3. バリアフリー工事に該当しないため、対象なりません。

Q 1 4. 【家族が行う住宅改修について】

家族が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となりますか。

A 1 4. 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とします。